

# 公益社団法人山形青年会議所運営規程

## (目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人山形青年会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめるため公益社団法人山形青年会議所定款に基づき組織運営等に関する事項を定める。

## (役員等の任務)

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

### 1. 理事長

- (1) 本会議所を代表し、全ての事業の総括責任を持つ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議決権の行使及び意見の発表を行う。

### 2. 理事

理事長を補佐し、理事会に出席して下記の事項を審議処理する。

- (1) 定款及び諸規定に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会褒賞及び除名
- (4) 委員会の構成及び設置改廃に関する事項
- (5) 正会員の指導に関する事項
- (6) 事業計画及びその実行並びに事業報告に関する事項
- (7) 委員会活動の助言及びその調整に関する事項
- (8) その他

3. 理事をもって、特別委員長、本部長、常任理事、事務局長、財政審査局長、委員長にあつては、

### 4. 副理事長

理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、会務ならびに職務を分担するとともに、本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。

### 5. 専務理事

理事長を補佐し、次の事項を担当する。

- (1) 総会、理事会開催に関する事項
- (2) 各委員会間の連絡調整、監督に関する事項

- (3) 庶務、文書、慶弔等に関する事項
- (4) 用度及び備品の管理に関する事項
- (5) 事務局の総括及びその人事給与に関する事項
- (6) 予算及びその執行の監督並びに予算に関する事項
- (7) 他に属さない庶務に関する事項

#### 6. 常任理事

- (1) 副理事長を補佐し、各々分掌の委員会を総轄して、常に意見の調整と統一をし活発な活動を促すことにより本会議所の円滑な運営をおこなう。
- (2) 理事会上程をする際は、各グループの委員会と事前に意見調整をするとともに議案の確認をする。

#### 7. 外部理事

理事会において、本会議所の業務執行状況について、独立した視点から客観的に有益な意見を述べ、理事会運営の効率性・透明性の維持に努める。

#### 8. 事務局長

専務理事を補佐し、本会議所事務局の円滑な運営にあたる。

#### 9. 議長、特別委員長、本部長、財政審査局長、委員長の任務は、理事会で定める。

#### 10. 会務担当

理事長及び専務理事の事務補佐並びに各委員会の連絡調整にあたる。

(例会並びに出席に関する事項)

### 第3条

1. 例会は原則として毎月第2火曜日に開催する。ただし理事会の決議により変更することができる。
2. 正会員は総会、例会、所属委員会その他本会議所が催す会合に出席しなければならない。
3. 総会、例会、委員会に於ける正会員の出席率を公表しなければならない。
4. 総会、例会、委員会において欠席、遅刻、早退する場合は必ず予め届出るものとする。

(グループ、特別委員会、委員会、事務局、財政審査局に関する事項)

### 第4条

1. 理事長のもとに、地域創造グループ・組織強化グループ・共感ネットワーク推進グループ・総務グループ・未来創造委員会・花火大会特別委員会・組織育成委員会・会員拡大

委員会・会員交流委員会・渉外支援委員会・総務広報委員会・事務局・財政規則審査局の4グループ、1特別委員会、6委員会、1事務局、1財政審査局を設ける。

また、必要に応じて理事会の決定により特別委員会及び特別会議を設けることができる。それぞれの希望を勘案し、全般的均衡を配慮して理事会にて決定する。

2. 特別委員会、運営委員会、委員会、事務局、財政規則審査局の構成は以下のとおりとする。

○特別委員会

|       |     |
|-------|-----|
| 特別委員長 | 1名  |
| 本部長   | 1名  |
| 部会長   | 若干名 |
| 委員    | 若干名 |

○委員会

|      |     |
|------|-----|
| 委員長  | 1名  |
| 副委員長 | 1名  |
| 幹事   | 1名  |
| 会計   | 1名  |
| 委員   | 若干名 |

○事務局

|          |     |
|----------|-----|
| 事務局長     | 1名  |
| 会務セクレタリー | 若干名 |
| 事務局員     | 若干名 |

○財政規則審査局

|          |     |
|----------|-----|
| 財政規則審査局長 | 1名  |
| 委員       | 若干名 |

(グループ、特別委員会、委員会、事務局、財政審査局)

第5条 グループ、特別委員会、委員会、事務局、財政審査局の任務は次のとおりとする。

各グループは、その任務案遂行のために必要な会議を開催し、任務案の推進母体となる。特別委員会、各委員会は毎月一回以上委員会を開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

1. 各グループ

- (1) 中長期ビジョン実現のための重点事業の推進
- (2) 委員会の効率的な事業の検討
- (3) 競合事業の調整
- (4) グループ会議の定期開催
- (5) その他

## 2. 未来創造委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 次世代育成に関する事項
- (3) 災害支援活動に関する事項
- (4) その他

## 3. 花火大会特別委員会

- (1) 第47回山形大花火大会の企画・実施に関する事項
- (2) 会員の家族交流に関する事項
- (3) 持続可能な山形大花火大会実現に向けての企画・実施に関する事項
- (4) 例会の企画・実施に関する事項
- (5) 外部団体との連携に関する事項
- (6) その他

## 4. 組織育成委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 財政規則審査会に関する事項
- (3) 組織強化に関する事項
- (4) アワードに関する事項
- (5) その他

## 5. 会員拡大委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 広域まちづくり協議会に関する事項
- (3) 山形ブロック協議会との協働事業に関する事項
- (4) 会員の拡大に関する事項
- (5) 新入会員事業の企画・実施に関する事項
- (6) 外部団体との連携に関する事項
- (7) その他

## 6. 会員交流委員会

- (1) 新春賀詞交歓会式典に関する事項
- (2) 例会の企画・実施に関する事項
- (3) 山形 JC シニアクラブとの交流に関する事項
- (4) 国内姉妹 JC との交流に関する事項
- (5) 日本 JC じゃがいもクラブへの支援活動に関する事項
- (6) その他

## 7. 渉外支援委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 活動の取材・記録管理に関する事項
- (3) 各種大会・対外時用の渉外活動に関する事項
- (4) 海外姉妹 JC との交流に関する事項
- (5) 出向者支援に関する事項
- (6) 外部団体との連携に関する事項
- (7) その他

## 8. 総務広報委員会

- (1) 例会の企画・実施に関する事項
- (2) 総会・例会・理事会運営に関する事項
- (3) 庶務活動に関する事項
- (4) LOM内褒賞に関する事項
- (5) 広報・発信活動に関する事項
- (6) その他

## 9. 事務局

- (1) 本会議所の円滑な運営に関する事項
- (2) 役員候補者選挙に関する事項
- (3) 会議所設営の補佐業務並びに連絡調整に関する事項
- (4) 山形ブロック協議会との協働事業に関する事項
- (5) その他

## 10. 財政規則審査局

- (1) 事業予算・決算の審査に関する事項
- (2) コンプライアンスの審査に関する事項

(3) 公益法人維持に関する事項

(4) その他

(褒 賞)

#### 第6条

1. 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績があった個人、団体、委員に対して理事会の決定により褒賞を行う。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。
2. 本会議所に褒賞審議委員会を設置することができる。褒賞審議委員会は委員長1名、副委員長1名、委員若干名とし、会員又は特別委員より理事会において選任する。委員長及び副委員長は委員会中より理事会がこれを任命する。委員会の任期は理事会の決定によるものとする。
3. 褒賞審議委員会は褒賞の適否を審議し意見を附して理事会に提出するものとする。
4. 褒賞は次の該当者又は委員会より推薦する。
  - (1) 本会議所の拡大発展に著しく功績があった者
  - (2) 本会議所の事業活動に顕著な功績があった者
  - (3) 一般社会に特に貢献する行為があった者
  - (4) 出席良好な会員
  - (5) JC活動に賛同し且つ地域社会の向上に著しく功績のあった会員以外の者